

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

○平成19年7月6日付け総務省の通知により、各地方公共団体は技能労務職員等の給与等の総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定し公表することとなりました。

中央区の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を公表します。

1 現状

(1) 職種別平均年齢、人数、平均給与データ

(平成19年4月1日現在)

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中央区	47.9歳	359人	336,556 円	433,381 円	399,691 円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.0歳	112人	350,525 円	477,971 円	422,635 円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800 円	1.59
うち学校給食員	49.3歳	48人	326,906 円	391,498 円	381,304 円	調理士	37.7歳	302,500 円	1.29
うち守衛	53.2歳	24人	365,667 円	488,663 円	433,767 円	守衛	60.7歳	316,900 円	1.54
うち用務員	49.9歳	122人	337,708 円	419,613 円	398,747 円	用務員	53.9歳	227,200 円	1.85
うち自動車運転手	46.1歳	9人	316,411 円	455,589 円	389,633 円	自家用乗用自動車運転者	58.0歳	342,800 円	1.33
うちその他技能労務職	45.8歳	44人	296,573 円	371,018 円	347,434 円	—	—	—	—
東京都	47.0歳	2167人	330,732 円	429,065 円	394,189 円	—	—	—	—
国	48.8歳	5193人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
特別区平均	47.8歳	597人	339,315 円	430,236 円	401,129 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
中央区	—	—	—
うち清掃職員	7,652,952 円	4,192,600 円	1.83
うち学校給食員	6,385,376 円	4,167,200 円	1.53
うち守衛	7,801,356 円	4,555,400 円	1.71
うち用務員	6,798,856 円	3,284,300 円	2.07
うち自動車運転手	7,033,068 円	4,696,700 円	1.50
うちその他技能労務職	6,034,016 円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3カ年平均)
民間データの廃棄物処理業従業員・用務員は全国平均、調理師・守衛・自家用乗用自動車運転手は東京都平均です。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 4 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 年齢別人数データ

(平成19年4月1日現在)

区 分	合計	～24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 60歳
中央区	359人	0人	5人	22人	47人	57人	63人	58人	107人
うち清掃職員	112人	0人	3人	12人	25人	20人	11人	14人	27人
うち学校給食員	48人	0人	1人	1人	6人	6人	9人	10人	15人
うち守衛	24人	0人	0人	0人	1人	2人	3人	3人	15人
うち用務員	122人	0人	0人	0人	13人	17人	29人	25人	38人
うち自動車運転手	9人	0人	0人	0人	1人	4人	2人	1人	1人
うちその他技能労務職	44人	0人	1人	9人	1人	8人	9人	5人	11人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表
行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員を対象とした特殊勤務手当

手当の名称	支給要件	支給単価
清掃業務従事手当	清掃事務所に勤務する職員で、廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したものに支給する。	日額700円

ウ 昇給基準

1年間における勤務成績に応じ、毎年4月1日に4号給を標準として昇給する。
(57歳を超える職員は3号給抑制あり)

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

国、他団体の給与水準との均衡を踏まえつつ、特別区の任用体系や職員構成を勘案して技能系・業務系職員の給与水準の見直しを図る。

3 具体的な取組内容

<1> 総務省通知以降(平成19年7月6日以降)新たに取組むこととなったもの

(1) 給料表の改定(平成20年1月1日適用)

ア 給料表を見直し、平均9.0%(最大10.8%)の引下げを実施(地域手当の支給割合引上げに伴う給料表の引下げは別途実施)。

イ 平成19年12月31日現在の給料月額から、地域手当の支給割合引上げに伴う給料月額の引下げ分を控除した額を保障。

(2) 退職手当の支給率の改正(平成20年4月1日適用)

ア 定年退職や準定年退職等について、勤続11年から34年までの支給率を0.1月から2.0月までの範囲で削減。

イ 経過措置として平成20年度は、勤続期間ごとの支給率に係る削減率を2分の1として支給率を設定。

<2> 総務省通知以前(平成19年7月6日以前)新たに取組むこととなったもの

- (1) 給与制度の見直し(平成19年4月1日適用)
 - ア 期末・勤勉手当の比率を見直し、勤勉手当の割合を国並みに上げた。
 - イ 期末・勤勉手当における職務段階別加算の割合を見直した。
 - ウ 一定職層以上の職務において、職責を担っていることを評価してポイント化して退職手当に反映させる、退職手当における調整額制度を導入した。
 - エ 不規則勤務職員特別手当等の特殊勤務手当の廃止及び見直し
- (2) 給与制度の見直し(平成18年4月1日適用)
 - ア 給料表の号給を4分割し、勤務成績をよりきめ細かく反映できるようにした。
 - イ 普通昇給と特別昇給を廃止し、勤務成績をさらに昇給に反映できるようにした。
 - ウ 最高号給を超えて昇給できる枠外昇給制度を廃止した。
 - エ 級格付制度を廃止(平成23年まで経過措置あり)
 - オ 業績(評価)をよりの確に反映するため、勤勉手当の成績率を導入した。
 - カ 東京都で支給されていた清掃作業の特殊性に係る給料の調整額を特別区では支給しないこととした。
(清掃職員は平成18年4月1日付けで東京都から特別区の職員に身分切替をしている)
- (3) 任用制度の見直し(平成17年4月1日適用)
 - ア 1級職、技能主任、技能長及び統括技能長の4層制の職級構成とした。
 - イ 技能主任職等の昇任基準・昇任選考を整備した。

4 その他

技能労務職員については再任用職員の活用や民間活力の導入など、事務事業の見直し等を進めることで適正な職員配置に努めていく。